

## 船舶事故調査報告書

平成30年2月21日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年9月23日 07時26分ごろ
発生場所	長崎県杵岐市名島（前島）東方沖 名島灯台から真方位094° 268m付近 （概位 北緯33° 44.1′ 東経129° 51.6′）
事故の概要	プレジャーボート <sup>ディー・エム</sup> T・M IIは、西北西進中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年10月6日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート T・M II、5トン未満（長さ9.47m）
船舶番号、船舶所有者等	290-42470福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（同乗者）
損傷	船首部船底外板に破口、プロペラ翼及びプロペラシャフトに曲損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、釣りの目的で魚群探知機を使用して釣り場を選定しながら西北西進中、名島（前島）東方沖の浅瀬に乗り揚げた。</p> <p>船長は、本船が船首部船底外板に破口を生じて浸水しているのを認め、携帯電話で知人や海上保安庁に救助を要請した。</p> <p>本船は、来援した台船に揚収され、杵岐市芦辺港に陸揚げされた。</p> <p>船長は、名島（前島）東方沖の浅瀬の存在を知っていた。</p> <p>船長は、本事故当時、GPSプロッターを起動していたものの使用していなかった。</p> <p>船長及び同乗者は、本事故当時、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、船長が、GPSプロッターを使用して船位の確認を適切に行っていなかったことから、名島（前島）東方沖の浅瀬に向けて航行していることに気付かず、同浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、船長がGPSプロッターを使用して船位の確認を適切に行っていなかったため、本船が名島（前島）東方沖の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・慣れた海域でもGPSプロッターを活用し、船位の確認を行うこと。</li> </ul>